

( 翻訳 : FoE Japan )

2006 年 2 月 21 日

〒100-8919

東京都千代田区霞ヶ関 2 丁目 2 - 1  
外務大臣 麻生 太郎殿

〒100-8940

東京都千代田区霞ヶ関 3 丁目 1 - 1  
財務大臣 谷垣 禎一殿

〒100-8901

東京都千代田区霞ヶ関 1 丁目 3 - 1  
経済産業大臣 二階 俊博殿

〒100-8144

東京都千代田区大手町 1 丁目 4 - 1  
国際協力銀行 総裁 篠沢 恭助殿

## **フィリピンのアグノ川統合灌漑事業(サンロケ多目的ダム事業 灌漑部門)に関する要請書**

私たちは、サンロケ多目的ダム事業 (SRMDP) が社会、環境、経済に及ぼす重大な悪影響を懸念してきました。私たちはまた、事業を推進してきた日本主導の民間企業サンロケ・パワー社 (SRPC)、フィリピン電力公社 (NPC)、そして、融資を行なった国際協力銀行 (JBIC) に対し、SRMDP が引き起こした未解決の問題を適切かつ早急に解決するよう継続的に要求しています。

私たちは、もともとサンロケ多目的ダム灌漑部門として計画され、現在はアグノ川統合灌漑事業 (ARIIP) に修正されている事業に対し、日本政府が現在、26 次円借款パッケージの下で融資を検討していると承知しています。私たちは、SRMDP における未解決の問題、不十分なニーズ / オプション・アセスメント、また、ARIIP が及ぼす可能性のある社会、環境への負の影響から、この灌漑事業について非常に懸念を抱いています。

私たちは、国内および国際的な水準やグッド・プラクティスを遂行し、また、地元の被影響住民の権利と利益を尊重するという観点から、日本政府がこの灌漑事業のレビューをより慎重に行なうよう強く要求します。

### **(1) サンロケダムの建設が引き起こした未解決の問題**

サンロケ多目的ダム灌漑部門は、2000 年、2001 年に 23 次、24 次円借款パッケージの下で融資の要請がなされましたが、SRMDP に関連する社会、環境問題のため、日本政府は灌漑部門への融資の検討をしませんでした。この灌漑部門が第 1 期事業、つまり、ARIIP<sup>1</sup> に修正されたただけであることから、日本政府が ARIIP への融資を検討する際には、サンロケダムの建設が引き起こした未解決の社会環境問題について、再度、考慮に入れるべきです。

---

<sup>1</sup> ARIIP では、再調整池がつくられる予定。この再調整池なしでは、SRMDP 電力部門は構想どおりに稼働できない。したがって、この灌漑事業の受益地域が ARIIP において、70,800 ヘクタールから 34,450 ヘクタールに縮小されたにもかかわらず、再調整池の容量は (縮小されるどころか) 460 万立法メートルから 550 万立法メートルに拡大されている。

1998年にダム建設が始まって以来、すでに8年が経過し、2003年に電力部門の稼働が始まってからも、すでに3年が経ちました。しかし、事業者およびJBICは、SRMDPの被影響住民に対し、適切かつ十分な緩和、補償措置を提供できていません。なかでも、以下のような未解決の問題があります。

- (事業者によれば)土地権利書などの補償手続きに必要な書類の不備、あるいは、一つの土地に対する二重申し立てのため、土地収用に伴う補償の約30パーセントが依然支払われていない。
- アグノ川沿いの3,000人以上の砂金採取者が、彼らの主要な収入源を失ったにもかかわらず、初期の段階ではいかなる補償の枠組みからも排除された。彼らは金銭補償、また、SRMDPのためにできなくなった砂金採取に代わる持続可能な生計手段を要求してきた。しかし、砂金採取者の認定数を減らそうとし、また、補償措置のための十分な資金を用意しようとし、事業者の不真摯な対応のため、こうした住民の要求は依然として注意を払われていない。
- 農民が水田を灌漑するために用いてきたアグノ川土手沿いの地域共同灌漑システム(CIS)が、ダム建設に伴って行なわれた広範囲にわたる採石活動のために破壊された。農民は、水不足のために作物の生産ができない、あるいは、作物の生産性の低下といった被害を受けているが、こうした被害に対し、事業者はまったく補償をしていない。
- ダム上流に暮らすイパロイ先住民族は、ダム貯水池の後方にたまっていく土砂堆積を懸念してきた。こうした影響については事業者も認めているが、影響を緩和、あるいは、回避する手段はなく、イパロイの地域社会、生計手段、また、固有の文化を奪うことになる。
- 2001年、2003年、2004年にパンガシナン、タルラック、ヌエバ・エシハ州で起こった洪水をみると、農業やインフラへの被害が増大した。より高く、より速い洪水によって、より広範の地域が影響を受けた。これは、ダムからの放水のためで、雨が止んだ後も、洪水が押し寄せ続けた。この大きく、そして、長引いた洪水は何百万ペソという損害を農産物およびインフラに及ぼした。

こうした結果、SRMDPの影響を受けた多くの住民が依然、ダムの上下流で生活を続けるために奮闘を続けており、また、十分な定期収入を欠いた状態にあります。この点、JBICおよび事業者は、国際的なベスト・プラクティス、また、十分な補償および支援を適切な時期に提供し、移転、あるいは、経済的な損害を受けた後、移転住民の生活水準を少なくとも回復、望ましくは改善するべきとするJBICの環境ガイドラインを遵守できていません。私たちは、ARIIP、つまり、SRMDP灌漑部門が実行される前に、SRMDPに関連した未解決の問題が解決されるべきであると強く考えます。

日本政府は、深刻な社会影響を引き起こしたSRMDPがARIIPの前提としてあること、また、ARIIPも非自発的住民移転や土地収用といった同様の社会、環境問題を引き起こす可能性があることに、特別な配慮を払うべきです。実際、ARIIPの事業者はすでに移転の手続きを始めていますが、土地権利書が用意されていない土地の収用、あるいは、再定住地が未整備であるにもかかわらず住民移転を行なおうとしています。これは、SRMDPの初期の段階で私たちが経験してきた状況と同じです。

## (2) 不十分なオプション・アセスメント

取り返しのつかない社会・環境コストを伴う巨大なダム事業が、灌漑のための最善の選択肢であるのかについて熟考することが重要です。SRMDPが開始される前に、事業の影響を受ける地元の住民およびNGO、つまり、ステークホルダーの間で、この点についての議論がなされるべきでした。世界ダム委員会(WCD)でも勧告されているような、ステークホルダーの間における灌漑のためのオプション・アセスメントは適切に行なわれていません。1999年に作成されたSRMDP灌漑部門の環境影響報告書(EIS)ですら、JBICの環境ガイドラインがカテゴリーAの事業に要請しているような「実行可能な代替案の分析」を行なっていません。

事業計画地の農民のニーズを満足させる実行可能な代替案、例えば、既存のCISの改良や代替水源の利用などについて、注意してレビューすることが大いに奨励されます。そうすることによって、(事業に対する)社会的容認が適切に確保されるからです。最善の灌漑事業を決定するオプション・アセスメントを議論する際には、灌漑事業に伴う利益や好影響と同様に、ステークホルダーがあげる懸念や予測される悪影響についても考慮に入れ、十分に情報が公開されたなかで十分な議論がなされるべきです。そうした懸念には、以下のようなものが含まれるでしょう。

- 灌漑予定地域で、大規模な洪水により農地・農産物への被害が拡大するリスクおよび水路の侵

食被害が拡大するリスク

- 電力部門を優先することにより、灌漑用水が不足するリスク（発電と灌漑という 2 つの目的を実現することにおける矛盾）
- 水利費（ISF）の支払いによって、農民の生活に新たな負担がかかるリスク
- NIA のシステムから独立した CIS という農民の伝統的かつ文化的な灌漑システム管理方法を破壊するリスク
- 灌漑用水の水源を一つに統合することによるリスク
- 計画されている水路や排水路沿いでの土地収用に伴うリスク（小農民は、土地権利書など、補償手続きに必要なとされる書類を所有していないことを考慮した場合）

灌漑事業への融資を決定する前に、日本政府は、上述の懸念点を考慮に入れながら、提案されている事業が灌漑システムの改善、農作物の生産増加、ひいては農民の生活水準の向上という目的を達成できるかどうかについて、慎重にレビューを行なうべきです。

### (3) 不十分な環境影響評価と不明確な緩和措置

アグノ川沿いの物理的、生物学的、社会経済的な状況が、サンロケダム建設後に変化していることを鑑み（ダムは 2003 年に完成しましたが、SRMDP 灌漑部門の EIS は 1999 年に行なわれています。）新たな環境影響評価（EIA）が実施されるべきです。

上述にあげたリスクや、以下に示すような元の灌漑部門計画から ARIIP に計画変更したことにより起こる可能性のある別の影響など、1999 年に行なわれた EIS では議論されていない社会環境影響もあります。こうした影響は新しい EIA でレビューされるべきです。

- ARIIP では、新しい分水用の堰（高さ 12m）を建設する計画になっているが、1999 年の SRMDP 灌漑部門の EIS では、こうした新しい堰の建設計画については、議論されていない。EIS では、既存の分水用の堰の高さを 1.3m 高くする計画のみが認められている。
- 1999 年の EIS では 70,800 ヘクタールを灌漑するために再調整池の容量は 460 万立方メートル（深さ約 6m、70 ヘクタール）で計画されているが、34,450 ヘクタールを灌漑することになっている ARIIP では、再調整池の容量は 550 万立方メートル（表面積 100 ヘクタール）に拡大している。

SRMDP 灌漑部門の計画が修正されたにもかかわらず、ARIIP を新しい EIA を実施することなしで進めることは、2000 年に発行された環境適合証明書（ECC）の違反にもなるでしょう。ECC は、「9. 現在承認されている実施について、いかなるものであっても、重大な拡張や修正がなされた場合には、新しい環境影響評価（EIA）が要請される。」と規定しているからです。

さらに、1999 年の EIS は、十分な環境管理計画（EMP）を提案していません。EMP の作成は、JBIC の環境ガイドラインがカテゴリー A 事業に要請していることです。予測される悪影響については、緩和措置が用意されるべきですし、また、EMP には詳細な計画が明記されるべきです。しかしながら、1999 年の EIS では、同 EIS の第 3 章で言及している悪影響の一部についてのみ EMP の中で緩和措置を議論しており、その他の（第 3 章で言及されている）悪影響に対する緩和措置については、議論されていません。

EIS とは別に、ARIIP の事業者は、物理的な移転を伴う住民に対する移転行動計画（RAP）を 2005 年に用意しました。この RAP は、すべての Right of Way の問題、例えば、計画されている水路や排水路沿いの（土地収用に伴う）経済的損害などの問題に対処したものではありません。SRMDP で土地収用に関連した未解決の問題があることから、補償措置に必要な公的文書を所有しておらず、たとえ農地の小さな一部分であっても失えば深刻な影響を受けるだろう小農民に対しては、特別な配慮がなされるべきです。事業者は、事業を実施する前に、書類の不備に対する解決策などを含む、土地収用および補償手続きに関する詳細な枠組みを地元住民や地域社会に示すべきです。そうすることによって、ステークホルダーが手続きを適切に話し合うことができ、かつ、移転計画のような計画段階において、適切な参加ができるでしょう。

新たな EIA が実施されることが大いに奨励されます。私たちは、それが ECC の規定を遵守するのに必要な条件であるとすら考えています。新たな EIA、また、RAP など、社会環境影響に関連するいかなる

ものであっても、それらを準備する過程では、ステークホルダーとの協議が十分な情報公開の下、適切に行なわれるべきです。そして、その報告書は地域住民が理解可能な言語と様式で提供されるべきです。ARIIPの事業者はそうした措置を1999年のEISや2005年のRAPでは取ってきませんでした。

SRMDPおよびその灌漑部門であるARIIPに関して、依然、多くの深刻な社会環境問題が残っているため、私たちは以下の点を強く日本政府に要請します。

- (i) SRMDPに関連する未解決の社会環境問題を解決すること
- (ii) いかなる新規案件においても起こる可能性のある同様の問題を回避できるよう、SRMDPに関連する未解決の問題について、その要因をレビューし、勧告を行なうための独立かつ透明性のある調査を実施すること。調査の報告書は、影響を受けた地域社会、また、一般市民との徹底した議論ができるよう、公開されるべきです。
- (iii) 事業者からの情報のみを参照するのではなく、積極的に地元住民やNGOからの意見、情報を入手し、彼らと議論をしながら、慎重に灌漑事業のレビューをすること。同事業において国際水準およびグッド・プラクティスが満たされることを確保するため、いかなる決定を下す前に、EIAおよびRAPにおける各問題点につき、独立かつ信頼性のある専門家による綿密なレビューが行なわれるべきです。それらのレビューの報告書は、影響を受ける地域社会、また、一般市民との徹底した議論ができるよう、公開されるべきです。
- (iv) 上述の要請が満たされるまで、ARIIPへの融資を行わないこと。

本要望書にご配慮いただき、貴職のご返答をいただければ幸いです。

以上

Tignay Dagiti Mannalon a Mangwayawaya iti Agno  
(TIMMAWA : Peasant Movement to Free the Agno River)  
代表 Jose Doton

Cordillera Peoples Alliance (CPA)  
代表 Joan Carling

国際環境 NGO FoE Japan  
代表理事 岡崎 時春

連絡先：  
国際環境 NGO FoE Japan  
〒171-0031 東京都豊島区目白3丁目17-24 2F  
Tel: 03-3951-1081 Fax: 03-3951-1084  
開発金融と環境プログラム  
波多江 秀枝

本レターは以下の団体から賛同を得ています。(2006年3月8日)

Carol Ransley  
EarthRights International (Southeast Asia)

Damian Sullivan  
Friends of the Earth Australia

Judith Neyer  
FERN, Belgium

Jan Cappelle  
Proyecto Gato, Belgium

Tek Vannara  
Culture and Environment Preservation Association (CEPA), Cambodia

Kim Sangha  
3SPN (3 S Rivers Protection Network), Cambodia

Grainne Ryder  
Probe International, Canada

Heffa Schuecking  
Urgewald, Germany

Stephanie Fried  
Environmental Defense, Hawai`i

Roy Laifungbam  
CORE Centre for Organisation Research & Education, India

Sutji Rahaju Shinto  
Yayasan Nadi, Indonesia

Antonio Tricarico  
Campagna per la riforma della Banca mondiale (CRBM), Italy

Yuko Mitumoto  
A SEED JAPAN, Japan

HATTORI Kyoko  
Campaign for Future of Filipino Children (CFFC), Japan

NISHII Kazuhiro  
Cebu Bohol Network, Japan

Kenji Ago  
Fukuoka NGO forum on ADB, Japan

Shigeya KIHARA  
Globalization Watch Hiroshima (GWH), Japan

Yuki Tanabe  
Japan Center for a Sustainable Environment and Society (JACSES), Japan

Toshio Yoshida  
J-net Fare Trade Center, Japan

Makoto Uchitomi  
Jubilee Kansai Network, Japan

Shohei Takimoto  
Jubilee Kyushu on World Debt and Poverty, Japan

Satoru Matsumoto  
Mekong Watch, Japan

Kay Ikezumi  
Nagoya Center for Philippine Concerns, Japan

TAKENAKA Yoshimitsu  
People to People Aid, Japan

Ichiro Hirata  
Philippines Peace Cycle, Japan

UEDA Takeo  
The Struggle Committee Against TOKUYAMA DAM, Japan

Teruyuki Shimadu, Yasuo Endo  
SUIGENREN, Japan

Kim Nak Jung  
KFEM (Korean Federation for environmental movement), Korea

Longgena Ginting  
Friends of the Earth International, the Netherlands

Lester Seri  
Conservation Melanesia Inc., Papua New Guinea

Damien Ase  
Center for Environmental Law and Community Rights Inc. /Friends of the Earth Papua New Guinea

Maria Fides F. Bagasao  
Community Organizers Multiversity, the Philippines

Arnold Padilla  
IBON Foundation, the Philippines

Marivic P. Castillon  
Southern Partners and Fair Trade Corporation (SPFTC), the Philippines

Karen Environmental and Social Action Network (KESAN), Thailand

Aviva Imhof  
International Rivers Network, US

Doug Norlen  
Pacific Environment, US

Nguyen Van Truong  
Institute of Ecological economy, Vietnam